

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（たな卸資産及び工事損失引当金の表示） 第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。</p>	<p>（たな卸資産及び工事損失引当金の表示） 第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四（第四項を除く。）の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。</p>